

令和7年7月4日
沖縄県県土・跡地利用対策課

「普天間飛行場跡地利用水循環機構調査検討業務委託」に係る一般競争入札
公告文の一部訂正について（令和7年7月4日（金）訂正）

令和7年7月2日（水）に公告したみだしの業務について、入札保証金に関する内容を訂正しました。あわせて提出様式を追加しています。

詳しくは公告文をご確認をお願いします。

記

1. 訂正箇所

公告文 4 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

（訂正前）免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号）

（訂正後）以下により納付の必要あり。（沖縄県財務規則第100条）

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあつては100分の10以上）とする。

ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

以上

担当：沖縄県企画部県土・跡地利用対策課

跡地利用推進班（渡嘉敷、大城）

TEL：098-866-2040